

平成 27 年度定期監査の結果に関する報告  
(平成 28 年 3 月 31 日付け浜田市監査委員告示第 2 号)  
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 第6 監査の結果

#### 5 弥栄支所

	指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>防災自治課</p>	<p>ア 改善等を要する事項及び意見                      (ア) 浜田市地域づくり振興事業補助金について                      当該補助金交付要綱第5条の補助金額等の規定によると、補助対象経費の額は、他の助成を受ける場合においてはその額を控除した額とする、とされているが、同じ申請者から同じ内容を補助対象とする浜田市弥栄自治区住みよい集落づくり事業補助金の補助額を補助対象経費に含め金額を決定していた。補助対象経費から控除しないこととする理由があれば交付決定及び交付確定の起案文に明示し、交付要綱に沿った補助金交付となるよう改善された。</p> <p>また、補助金額について、集会所施設、関連設備等整備事業は1,000円未満の端数を切り捨て、防犯灯設置事業は円単位の金額としているが要綱にその旨の記載はない。他の補助金と同様に要綱に明示すべきと考える。</p>	<p>浜田市弥栄自治区住みよい集落づくり事業補助金は、当該補助金の上乗せ補助金として要綱が作られていたため、申請者負担額、浜田市弥栄自治区住みよい集落づくり事業補助金及び集会所施設、関連設備等整備事業補助金の各金額が3分の1となるよう運用していましたが、当該補助金の交付決定及び交付確定時の起案文には、その旨を明示していませんでした。</p> <p>また、集会所施設、関連設備等整備事業補助金については、浜田市弥栄自治区住みよい集落づくり事業補助金と同様に1,000円未満の端数を切り捨て交付し、防犯灯設置事業補助金については、円単位の金額を交付していませんでした。</p> <p>浜田市弥栄自治区住みよい集落づくり事業補助金については、平成27年度をもって要綱廃止となりましたが、今後要綱の制定にあたっては各要綱等の整合性を十分確認し、要綱に沿った運用と統一した事務処理となるよう改善に努めます。</p>
<p>市民福祉課</p>	<p>ア 改善等を要する事項及び意見                      (ア) 窓口現金の取扱について                      老人憩いの家使用料の現金について、公民館事務と供用の金庫で保管し、つり銭も供用している。供用の金庫での収入金の管理に当たっては、公民館の使用料との区別を明確にし、現金の保管が適切に行われるよう配慮されたい。</p>	<p>指摘事項のあった耐火金庫については、事務所が狭いことから1つを供用しています。窓口の証明発行手数料と老人憩いの家使用料の入金内訳が明確にわかるように、それぞれの入金記録簿をつけることにより管理しています。</p> <p>今後、手提げ金庫を購入し、それぞれ区別、保管できるようにするなど適切に管理されるように改善していきます。</p>